

不動産関連・住宅関連の事業者の皆さまへ
～「若年夫婦・子育て世帯 住宅取得支援事業」に関する注意事項～

住宅を購入された方や、購入を検討されている方へ、本支援事業をご紹介いただく際は、以下の点に留意くださいますようお願いいたします。

○本支援事業は、千歳市内の住宅に住み替えた方（住宅を購入された方）が申請するものであり、事業者様が申請するものではありません。

○本支援事業は、住宅を取得した若年夫婦世帯や子育て世帯であれば、必ず受けられるものではありません。予算上限などにより支援の対象とならない場合があります。

○本支援事業の申し込みは、本市ホームページからアクセスできる専用サイトで、世帯や住み替え後の住宅の情報を入力していただく必要があります。市役所の窓口等での申し込みの受付や申請書の配布は行っておりません。

○本支援事業の対象要件、申請方法などの詳細については、本市ホームページに掲載の申請の手引きや手続きガイドをご確認ください。

【問い合わせ先】

千歳市企画部主幹（総合計画等担当）

電話：0123-24-0521